

津市墓地管理運営要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日訓第 7 1 号

改正 平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日訓第 1 0 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市墓地（以下「墓地」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鎌田墓地	津市白塚町 3 7 6 2 番地 3
島崎墓地	津市島崎町 9 0 番地 1
白山墓地	津市白塚町 9 6 7 番地 1
弁天墓地	津市白塚町 4 8 3 8 番地
大ヶ瀬墓地	津市野田 1 7 0 3 番地

(管理運営の委託)

第 3 条 市長は、墓地の管理及び運営をそれぞれの町自治会又は墓地使用者（以下「使用者」という。）の代表に委託することができる。

(遵守事項)

第 4 条 使用者は、墓地の使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その使用に係る墓地及び墓碑を常に清潔に保持するとともに、修理を要するときは、速やかにこれを行うこと。
- (2) 墓地は、埋葬及び焼骨の埋蔵並びにこれらに係る墓碑等の建設以外に使用しないこと。
- (3) 使用者が改名、相続又は住所変更等をしたときは、直ちに市長に届け出ること。
- (4) 墓地が改葬その他の理由により不要になったときは、原状に復し、直ちに返還すること。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の津市墓地管理運営要綱（昭和54年津市訓第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年10月31日訓第102号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。